



### 第3章 安全・安心でうるおいのあるまちづくり



## 3-1 生活環境基盤の整備

### ◆ 現況と課題

#### 【上水道】

本町の水道事業は、安全で安価な水供給を通じて公衆衛生と生活環境の改善を目的としています。人口減少による収入減や施設老朽化で厳しい経営が予想されるため、平成28年度に経営戦略を策定。令和5年度に地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行することで、経営状況の的確な把握と安定運営を進めています。

#### 【下水道】

本町の下水道事業は、公衆衛生の向上や浸水防除、水質保全を目的としています。人口減少により使用料収入の減少が見込まれる中、老朽施設の更新需要が増大しています。平成28年度に経営戦略を策定し、令和5年度には地方公営企業法を適用して公営企業会計へ移行。経営基盤強化と財政マネジメント向上を図り、より正確な経営把握を進めています。

#### 【ごみ等の処理】

橋本周辺広域市町村圏組合の共同処置を図り、環境保全のためにごみの削減や分別収集の普及を進めていきます。

#### 【住環境と町営住宅】

平地が少ない本町では既存住宅地の再整備や新規住宅地の開発を促し、良好な宅地の供給の推進と老朽化が進行している町営住宅は必要に応じた再編・整備を推進します。

#### 【公園・緑地等】

子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、整備・充実と定期的な検査を行い適正な維持管理による美化と新たな需要に応じた整備を図っていきます。

#### 【自然環境や景観】

本町は地形的に傾斜地が多く住宅地の周辺は斜面林などが残されています。また、世界遺産に登録されている良好な景観や伝統的町並みも残されていることから、良好な景観の保全を推進していきます。

#### ▼ごみ処理状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
総排出量(t)	1,251	1,360	1,167	1,098
再資源化率(%)	13	13.5	13.0	12.8

資料：環境省 一般廃棄物処理事業実態調査

## ▼住宅団地の概要（令和8年1月1日現在）

団地名	整備戸数 (区画数)	管理戸数 (販売区画数)	建設(開発)時期	備考
旭 団 地	143戸	47戸	昭和29年～昭和35年 昭和62年	
梅 林 団 地	190戸	165戸	昭和36年～昭和49年	
さくら1号団地	26戸	26戸	平成21年	
さくら2号団地	14戸	14戸	令和8年	
梨 の 木 団 地	36区画	18区画	平成10年	
入 郷 団 地	4戸	4戸	平成17年(平成29年) (取得)	

資料：総務課、建設課

## 基本方針

安全に安心して生活するための生活環境基盤は、安定的に良質の水の供給や汚水排水の適切な処理、ごみなどの廃棄物の適切な処理が重要であり、震災などの自然災害や地球環境の保全等にも配慮して、それらの供給処理施設の整備や維持管理を推進します。

また、良好で安全な住環境の整備と良質の住宅供給、及び町営住宅の実態と居住者の意向に配慮した再編・整備を行い、定住基盤の整備を推進します。

その他に生活環境の形成、今後の観光交流資源としても重要である緑豊かな住環境の保全や良好な景観の保全と創造を促します。

公園・緑地については、子ども・高齢者・観光客等のレクリエーションや休養のため、必要に応じて整備し、うるおいのあるまちづくりを進めます。また、住民と協働によりそれらの施設の適正な維持管理を推進します。

## 主要施策

### 1 水道の整備

#### ア 簡易水道施設の更新・整備

- 安全で安定したおいしい水の供給に努めます。
- 水道施設の計画的な更新や基幹的な水道施設の耐震化を行い、強靱な水道の構築に努めます。
- 水質センサー、人工衛星を使った漏水検査システムの導入を検討し、水道使用量を自動計測・遠隔監視することで、成分検査、漏水検知や利用状況の把握業務を効率化します。
- 適正な水道料金の設定と有収率の向上に努めます。
- 広報などによる情報公開を進め、水道への安心と信頼の確立に努めます。

## 2 下水道の整備

### ア 公共下水道の整備推進

■公共下水道整備事業の計画地域では、その整備推進を図るとともに、整備地域では公共下水道への接続を促します。

### イ 農業集落排水施設の整備、改善の推進

■公共下水道の未計画区域の農村集落地域では、農業集落排水施設整備済地域の接続を促進するとともに、施設の維持・改善を促します。また、農業集落排水施設については、維持管理・更新費用の観点から推地区については、公共下水道へ接続します。

### ウ 合併浄化槽の普及推進

■公共下水道や農業集落排水施設の計画区域外では、河川等の水質浄化を促すために、合併浄化槽の普及を推進します。

## 3 循環型社会の形成

### ア ごみの減量とCO<sub>2</sub>の削減

■ごみの減量により、焼却炉への負担を軽減し、埋立て量を減少させることで、CO<sub>2</sub>を削減し地球温暖化の進行を抑制するために、以下の取組を、住民と協働で推進します。

- 家庭、事業所などでごみの発生を抑制する取組を進めます。
- ごみの効率的な分別を行い、再生利用できる資源の活用を推進します。
- 不用品のリサイクルを促し、資源の有効利用を推進します。

### イ 効率的なごみ収集方法の確立

■正しいごみ分別について周知に努め、効率的なごみの収集方法の確立を促します。

## 4 住環境と町営住宅の整備

### ア 住宅密集地の住環境の整備

■九度山地区の住宅密集地では、老朽化した木造住宅が多く、傾斜地で道路が狭いことから、耐震診断・耐震改修を促し、安心して居住できる住環境の整備を促進します。

### イ 町営住宅の再編・整備

■町営住宅については、居住者の高齢化や建物の老朽化が進行している住宅が多いことから、用途廃止などの検討を行い、入居者のニーズを把握し、必要に応じて、再編・整備を推進します。

### ウ 良好な住宅・宅地供給の誘導

■本町は平地が少なく、優良農地が多いことから、住宅開発の適地が少ない状況です。そのため、新たな移住者・定住者を受け入れていくために、既存宅地の再整備や新規住宅地の開発を促し、良好な住宅地の供給を促進していきます。

## 5 公園・緑地等の整備

### ア 需要に応じた公園・緑地・広場等の整備

- 市民の憩いの場やレクリエーションの場の確保及び観光客等の休憩場所の確保を推進するために、それらの需要がある地域に公園・緑地、広場などを整備し、うるおいのあるまちづくりを推進していきます。多くの人が集まる施設には、駐車場を整備し、町内のどこからでも利用しやすい環境を整備します。

### イ 公園・緑地等の適正な管理

- 子どもたちが安心して遊ぶことができるよう、現存する児童公園・児童遊園の整備・充実及び定期的な検査（委託）を行い、需要に応じて修繕・撤去を行います。日常の利用に加え、避難所としての機能も果たせるよう、集会所等の修繕や建替を検討します。
- 既に整備された公園・緑地等については、改修や適正な維持管理を行い、利用しやすい状態の維持に努めます。また、地域の住民との協働により維持管理や美化を推進します。

## 6 緑豊かな自然環境の保全と良好な景観の保全・創出

### ア 緑豊かな自然環境の保全

- 本町は地形的に傾斜地が多く、住宅地の周辺には斜面林など緑豊かな自然環境が残されていることから、無秩序な開発や伐採を防止し、その維持保全に努めます。

### イ 良好な景観の保全創出

- 本町には世界遺産に登録されている良好な景観や伝統のある町並みが残されており、地域資源の一つとしてその維持保全を促します。また、緑豊かな景観と調和の取れた建造物の誘導など良好な景観づくりに努めます。
- 世界遺産指定地域及びその周辺地域は、和歌山県の景観条例に基づき景観規制があり、その他の地域は、大規模建造物等以外は景観規制がないことから、今後、伝統的な町並み地域は貴重な地域資源として、建物外観の保全など、緩やかな景観保全ができるような方策や保全方法について支援できるよう検討していきます。

## 3-2 消防・防災体制の整備

### 現況と課題

本町の消防団は、本部を中心に4分団13部で構成され、団長以下220名体制で組織されています。中継送水訓練や水利・設備点検を実施し、有事への備えを強化しています。住民向けには、消火器訓練や火災予防運動などを行い、防災意識の向上に努めています。また、町内には令和7年（2025年）1月時点で、大規模避難所6施設、小規模避難所10施設の計16か所に備蓄品を配備しています。

町の防災力向上のために防災リーダーの育成を推進します。特に多様な視点を生かせる女性の防災リーダー育成にも取り組みます。周辺市町との広域連携の強化にも取り組みます。警戒情報支援サービスの利活用により、被災時には迅速かつ的確な被害状況の調査ができるようDX化を進めます。

#### ▼本町火災発生状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

件数	棟数	焼損面積等				損害額	死者 負傷者
		床面積	表面積	林野	車両		
0件	—	—	—	—	—	—	

資料：令和6年伊都消防組合消防年報

#### ▼本町救急出動状況（令和6年1月1日～令和6年12月31日）

事故種別	出動件数	傷病者搬送件数	不搬送件数	搬送人員
火災				
水難	1件		1件	
交通	9件	6件	3件	6人
労働災害	2件	2件		2人
運動競技	1件	1件		1人
一般負傷	58件	55件	3件	55人
加害				
自損行為	1件	1件		1人
急病	190件	182件	8件	182人
その他（転院搬送）	43件	39件	4件	39人
合計	305件	286件	19件	286人

資料：令和6年伊都消防組合消防年報

▼自主防災組織一覧（令和6年12月31日）

No.	組織名称	組織世帯数	地区別人口	対象区・地区備考
1	九度山東自主防災会	110	246	東一
2	中古沢地区自主防災会	66	118	中古沢
3	真田地区自主防災組織	34	66	真田
4	盛栄地区自主防災会	25	49	盛栄
5	千代ヶ丘地区自主防災会	24	62	千代ヶ丘
6	神明地区自主防災会	19	36	神明
7	下古沢自主防災会	120	229	下古沢
8	河根第一自主防災会	43	85	丹生、宮垣内、妙見、大將軍、祇園
9	河根第二自主防災会	65	144	繁野一、繁野二、河根峠、硯水
10	慈尊院地区自主防災会	141	365	慈尊院
11	入郷区自主防災会	107	250	入郷
12	永代二自主防災会	57	122	永代第二
13	椎出区自主防災会	115	248	椎出
14	広良地区自主防災会	185	438	広良

資料：地域防災課

▼指定避難所一覧（令和7年3月31日）

	施設名称	所在地	構造	耐震化	避難有効安全面積 (m <sup>2</sup> )	想定収容人数 (1人あたり面積)	災害種別		
							洪水	土砂災害	地震
学校等の避難所	九度山小学校(★)	九度山	鉄筋3階	済	2,800	280人 (10m <sup>2</sup> )	●		●
	旧古澤小学校(★)	古沢	鉄筋3階	済	1,640	164人 (10m <sup>2</sup> )	●		●
	河根小学校	河根	鉄筋3階	済	820	82人 (10m <sup>2</sup> )	●		●
	くどやま森の童話館(★)	北又	木造平屋	—	230	23人 (10m <sup>2</sup> )	●	●	●
	丹生川小学校	丹生川	鉄筋2階	未	330	33人 (10m <sup>2</sup> )	●		
	九度山中学校(★)	九度山	鉄筋3階	—	3450	345人 (10m <sup>2</sup> )	●	●	●
	河根中学校(★)	河根	鉄筋3階	—	1480	148人 (10m <sup>2</sup> )	●		●
	九度山町民武道館	入郷	鉄骨造	—	380	38人 (10m <sup>2</sup> )		●	●
最寄りの避難所	九度山東集会所	九度山	鉄骨2階	—	99	16人 (6m <sup>2</sup> )	●	●	●
	梅林集会所	九度山	鉄骨平屋	未	52	8人 (6m <sup>2</sup> )	●		
	旭集会所	九度山	鉄骨平屋	—	97	16人 (6m <sup>2</sup> )	●	●	●
	九度山西集会所	九度山	鉄骨2階	—	35	5人 (6m <sup>2</sup> )	●	●	●
	九度山児童館	九度山	鉄骨2階	未	101	16人 (6m <sup>2</sup> )	●	●	
	入郷コミュニティ消防センター	入郷	鉄骨平屋	—	65	10人 (6m <sup>2</sup> )		●	●
	慈尊院児童館	慈尊院	鉄骨2階	未	102	17人 (6m <sup>2</sup> )	●	●	
	西島コミュニティ消防センター	慈尊院	木造平屋	—	29	4人 (6m <sup>2</sup> )	●		●

※1 (★)は「初期開設避難所」。初期開設避難所は、原則、風水害時に、初期に開設される避難所となる。なお、状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合がある。

※2 耐震化の「—」は、昭和56年以降に建築されたため耐震補強を必要としない施設を示す。

(次ページに続く)

▼指定避難所一覧（令和7年3月31日）

	施設名称	所在地	構造	耐震化	避難有効安全面積 (㎡)	想定 収容人数 (㎡/人)	災害種別		
							洪水	土砂災害	地震
最寄りの避難所	椎出児童館	椎出	鉄骨2階	未	89	14人 (6㎡)	●		
	文化財伝承館「ふれあい」	椎出	木造平屋	—	78	13人 (6㎡)	●		●
	下古沢コミュニティ消防センター	下古沢	1階鉄骨 2階木造	—	60	10人 (6㎡)			●
	中古沢コミュニティ消防センター	中古沢	鉄骨2階	—	78	13人 (6㎡)			●
	上古沢コミュニティ消防センター	上古沢	鉄骨2階	—	82	13人 (6㎡)			●
	笠木児童会館	笠木	鉄骨平屋	—	23	3人 (6㎡)	●		●
	河根児童館	河根	鉄骨2階	未	102	17人 (6㎡)	●		
	河根峠集会所	河根	木造平屋	—	26	4人 (6㎡)	●	●	●
	硯水集会所	河根	鉄骨平屋	—	17	2人 (6㎡)	●	●	●
	繁野集会所	河根	鉄骨平屋	—	26	4人 (6㎡)	●		●
	青淵へき地集会所	丹生川	鉄骨平屋	未	25	4人 (6㎡)	●		
	北又児童会館	北又	木造平屋	未	25	4人 (6㎡)			
	久保集会所	北又	鉄骨2階	—	20	3人 (6㎡)	●		●
	野平集会所	東郷	鉄骨平屋	—	27	4人 (6㎡)	●		●
	梨の木コミュニティセンター	河根	鉄骨平屋	—	28	4人 (6㎡)	●		●
農林総合研修センター「さえもん」	丹生川	木造2階	—	48	8人 (6㎡)			●	
九度山町ふるさとセンター(★)	九度山	鉄筋6階	—	300	50人 (6㎡)	●	●	●	
※福祉避難所									
	九度山町中央公民館(★)	九度山	鉄筋3階	済	455	45人 (10㎡)	●	●	●

※1 (★)は「初期開設避難所」。初期開設避難所は、原則、風水害時に、初期に開設される避難所となる。なお、状況に応じて、他の避難所も初期に開設される場合がある。

※2 耐震化の「—」は、昭和56年以降に建築されたため耐震補強を必要としない施設を示す。

資料：地域防災課

## 基本方針

近年、全国各地で大規模地震や豪雨による大水害が頻発しており、それに備えた体制づくり、施設や設備の整備及び避難訓練を行い、その備えを強化していきます。また、日常でも救急患者の増加や火災の発生など消防・防災に対する体制づくりが重要となっています。

町民や観光客等の生命・財産を守るため、消防防災体制づくりの強化を図るとともに、自主防災組織づくりなど町民主体の防災組織を整備し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。

## 1 消防・救急活動の推進

### ア 非常備消防体制・組織の充実

- 大規模火災や自然災害等の場合は、常備消防だけでは不十分であり、過疎化で人口の減少が進んでいることを踏まえ、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）に沿って、消防団の団員確保とその育成強化及び処遇改善を行い、本部と4分団の消防団体制の再編強化を促します。

### イ 消防団の装備・機材の充実

- 今後、団員の減少と高齢化の進行を考慮し、「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）等を踏まえ、消防資機材の更なる充実強化を図っていきます。
- 消防・防災活動の充実強化と災害時の機能確保のため、耐震性防火水槽の設置、消防車両や小型動力ポンプ等の更新を推進するとともに、老朽化した既設の消火栓格納箱やホース等を取り替えます。

### ウ 常備消防体制と非常備消防体制の連携強化

- 伊都消防組合と本町消防団の連携強化を図るために、定期的に合同で防火訓練を実施します。
- 橋本市・高野町・かつらぎ町とともに、橋本・伊都地域消防指令センターにおける消防指令業務のデジタル化を進め、消防・救急活動の効率化・充実を進めます。

### エ 救急体制の充実

- 救急事態の発生に備え、伊都消防組合など関係機関との連携を強化し、ヘリポートや救急・救助環境の整備を図ります。
- 災害時要援護者名簿を整備・更新し、災害時に備えるとともに、個別避難計画の策定及び避難訓練の実施を推進します。
- 医療的に特別な対応が必要な在宅患者に、関係者と連携して早期に安全な対応を取るため、個別支援計画を作成します。

## 2 防災組織の整備

### ア 防災組織・体制の整備

- 安全で住みよいまちづくりを進めるために、地域住民の協力を得て自主防災組織の設立を促進します。また、設立後の育成を強化し、定期的な防災訓練や学習会の実施しやすい環境づくりを行います。
- 令和6年度に導入した「警戒情報支援サービス」等の操作習熟を図り、災害時における職員

間の効果的な情報共有を図ります。また、被災時の住家被害認定調査が迅速かつ的確に実施できるよう、住家被害認定調査及び罹災証明書発行のDX化を進めます。

#### **イ 避難施設等の整備**

- 福祉避難所の設置・運営マニュアルを早急に作成します。
- 備蓄物資については、現在行っている非常用食糧・ベッド・防災資機材等の年次的な購入・備蓄を、今後も引き続き行っていきます。また、備蓄品の保管についても、一施設に集中することなく、主要な避難施設に分散して保管を行っていきます。

#### **ウ 大規模災害に備えた事前学習**

- 災害に対する備えは、災害が発生してからでは遅く、普段からの心構えが重要です。近い将来南海トラフ大地震や中央構造線に由来する地震の可能性が想定され、また、毎年豪雨による大きな被害が全国各地で発生していることから、大規模災害が発生した場合の避難方法や避難生活、仮設住宅の整備など、避難から復旧や復興に向けての方策など、事前学習を行い、いつ発生するかわからない大規模災害に対する備えを行います。住民だけでなく職員への防災訓練や研修を実施し、災害対策本部の各部毎の訓練や研修も併せて実施することを検討します。

#### **エ 防災情報等の発信力の強化**

- 町民に的確な情報を迅速に伝えるための防災情報体制を充実していきます。防災行政無線の難聴世帯解消のため、子局の新設や戸別受信機の整備、町公式LINEやメール等の周知を行います。
- 本町には、町民だけでなく多くの観光客が訪れるようになったことから、大規模災害等が発生した場合に備え、多くの人に正確な情報を迅速に伝えるための設備の充実と、多言語での伝達などの周知を進めます。
- 緊急時の避難が円滑に行われるように、避難施設や避難方向等に関するサインの整備を体系的に行うとともに、毎年定期的に避難訓練を行い、適切に避難できるよう検証を行います。
- 防災情報や避難に関する事項は、忘れられやすいことから、毎年定期的に啓発のため、広報紙等で防災情報を発信するとともに、訓練や学習会などを行い、防災知識の周知に努めます。

### 3-3 道路網等の整備

#### 現況と課題

国道370号や県道和歌山橋本線、高野口野上線が通り、紀の川右岸には国道24号や京奈和自動車道、国道480号があり、広域的な道路ネットワークが形成されています。

しかし、本町と幹線道路の連結が不十分な箇所や、国道370号には大型車が対向困難な急カーブも残されています。町道や農道・林道も幅員が狭く、避難や救急活動に支障をきたすため、安全性向上の改良が必要です。

まちなかの住宅密集地域も道路幅員が狭く、車両通行に制約があるため、外縁部への駐車場整備や歩行者が安心して観光できるコースづくりが求められています。

#### ▼町内の国道、県道の状況（平成6年3月31日現在）

道路名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
国道370号	10,013	100.0	100.0	
県道13号和歌山橋本線	2,444	100.0	100.0	
県道4号高野口野上線	3,357	38.6	100.0	
県道102号宿九度山線	7,868	26.2	100.0	
県道118号高野橋本線	8,210	26.7	78.7	
県道114号九度山停車場線	50	100.0	100.0	

資料：建設課

#### ▼町道の状況（令和3年3月31日現在）

道路名	実延長(m)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
1級・6路線	18,526	62.0	100.0	
2級・9路線	13,008	33.8	96.1	
その他・170路線	108,183	18.3	63.4	
合計	139,717	25.5	71.3	

資料：建設課

#### ▼町営駐車場の駐車台数と利用時間

駐車場名	駐車台数		利用時間
	普通車	大型車(バス)	
九度山	15台 (一般14台+身体障がい者用1台)	3台	8:00 ~ 18:00
道の駅	122台 (一般119台+身体障がい者用3台)	3台	24時間

資料：産業振興課

#### 基本方針

道路網は、町民生活や様々な産業活動を支える基盤施設であることから、広域の幹線道路網と町道のネットワークを形成し、利便性の高いまちづくりを推進します。

広域幹線道路については、国道370号の急カーブ箇所などの改良を推進するとともに、紀の川右岸地区の京奈和自動車道や国道24号、国道371号などへの連絡道路を整備し、広域幹線道路の利用しやすい環境づくりを推進します。

町道は未整備路線の整備や幅員が狭い路線の改良などを図り、安全な道路網の整備を推進します。また、紀の川左岸広域農道の整備促進を図るとともに、その他の農道、林道についても産業用道路だけでなく生活道路としての機能を有する施設として整備や改良を推進し、利便性の高いまちづくりを進めます

## 主要施策

### 1 広域道路網の整備促進

#### ア 幹線道路への連絡道路の整備

- 本町の幹線道路は、橋本・五條方面と高野山を結ぶ国道 370 号と紀の川左岸沿いを東西に連絡する県道和歌山橋本線で構成されており、広域道路であるとともに主要な観光ルートでもあります。国道 370 号は急カーブが多く、歩道が整備されていないところが多く、観光シーズンには混雑することから、急カーブ箇所の大型車対応不能箇所の改良や集落周辺での歩道設置工事などの整備を和歌山県と連携し推進します。
- 紀の川右岸の橋本市には、東西方向の広域幹線道路である国道 24 号や自動車専用道路の京奈和自動車道及び大阪方面と連絡する国道 371 号が通っています。この幹線道と本町を結ぶ和歌山橋本線の歩道整備等を和歌山県と連携し推進します。

### 2 町内道路網の整備

#### ア 町道等の町内道路網の整備促進

- 町道全般に幅員が狭く、防災面・緊急面に課題が多いため、緊急車両が通行できる町道網の整備と既存道路の維持補修を行います。また、町全域の橋梁等について長寿命化計画に基づき順次改修を行います。ドローンを活用した橋梁点検の導入を検討し、点検コストの削減を図ります。
- 紀の川左岸広域農道（フルーツライン）と主要幹線道路を結ぶアクセス道路の整備が防災・観光面で必要であることから、その整備を推進します。
- 県道高野橋本線から分岐した町道 44 号線は、本町の渓谷美が残る丹生川地区への県道のバイパスとしての期待が高いことから、今後さらに和歌山県から国への働きかけを行ってまいながら、本町による整備を推進します。
- 九度山駅は鉄道の玄関口であることから、駅前の利便性の向上と道路等の景観の向上を図ります。
- 町の公式 LINE アカウント経由で、道路の異常（破損、劣化等）を町民等が通報できる体制の整備を検討します。

### 3 駐車場の充実

#### ア 収容能力・利便性の向上

- 本町の中心部は歴史的な資源も多く観光客が集中する地域ですが、密集市街地で道路が狭く、歩道等の設置が難しいことから、周辺地区に駐車場を整備し収容能力を増やし、まちなかは歩いて回遊できるよう、駐車スペースの整備を推進します。

### 4 農道・林道の整備

#### ア 紀の川左岸広域農道（フルーツライン）の整備

- 幹線農道である紀の川左岸広域農道（フルーツライン）九度山工区の完成に伴い、今後、関連道路であるアクセス道路の整備を促進します。

#### イ その他の農道・林道の整備

- 農道は、農業の生産基盤施設として重要な役割を果たすとともに、生活道路や緊急時の輸送経路の役割も担っていることから、既設農道を補修し、長寿命化を図ります。
- 林道は、林業の基盤施設であると同時に生活道路でもあることから、整備や危険箇所の改良に努めます。特に、荒天時及び荒天後の道路災害を最小限に抑えるため、定期的な点検及び管理を推進します。

## 3-4 公共交通の充実

### 現況と課題

南海高野線が唯一の公共交通機関であり、九度山駅を含む町内4駅が通勤・通学や買い物、観光客の移動に重要な役割を果たしています。今後は現行ダイヤの維持や、駅周辺の景観整備やトイレ等の整備、車のアクセス向上が課題となっています。

また、高齢者向けの「シルバータクシー助成事業」が行われていますが、車を持たない町民への、買物、通院、通学など、対策の検討が求められています。

#### ▼町内4駅 一日あたりの乗降人員等（令和5年）

駅名	乗降人員	前年比
九度山	441人	97.4% (453人)
高野下	73人	104.3% (70人)
下古沢	26人	83.9% (31人)
上古沢	13人	76.5% (17人)

資料：和歌山県公共交通機関等資料集

### 基本方針

南海高野線のダイヤの維持や増加について、協議を続け利便性の確保に努めます。鉄道駅については車でのアクセス性など利便性の向上、駅施設などの景観整備により、事業者、町民と協働で利用しやすく美しい駅の整備を進めます。

また、車の移動手段を持たない町民については、「シルバータクシー助成事業」を継続するとともに、サポート方法等についての研究を推進します。

### 主要施策

#### 1 公共交通の利便性の向上

##### ア 町内各駅の活性化

- 現在の鉄道運行ダイヤを利便性向上のために南海電気鉄道株式会社への要望を行うとともに、駅までのアクセス道路や駅施設の整備とともに、駅周辺の景観整備及び利用者の利便性向上を、行政、事業者、町民の協働によって推進します。
- 南海電気鉄道株式会社により九度山駅及び高野下駅が改修され、地域の新たな拠点となっています。官民一体となって、さらなる魅力アップに努めます。

#### イ 町内の車等での移動困難者対策

- 車等での移動困難者対策としては、現在行っている「シルバータクシー助成事業」を継続します。また、社会福祉協議会による福祉有償運送を継続します。
- 住民が重要と考える公共交通機関の充実を含め、本町にとってより良い移動手段のあり方の検討を進めます。

## イ 交通安全教育・指導等の推進

- 小中学校での交通安全教育や地域での交通安全教室等を継続的に実施し、町民自らがお互いに注意し合い、交通事故による死傷者が発生しないように指導や学習支援を推進します。

## ウ 交通安全計画の策定

- 令和3年度において、交通安全対策基本法に基づき、第11次交通安全計画を策定し、町内における総合的かつ長期的な交通安全施策を推進しています。また、令和8年度に第12次交通安全計画を策定します。

## エ 交通安全意識の普及

- 全国交通安全運動及び和歌山県交通安全運動を通じ、運動期間中に街頭啓発を実施するなど、町民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるよう努めます。
- 交通事故における幼児の被害軽減を目的に、交通安全意識の高揚対策の一環として、チャイルドシート購入費の補助制度を推進します。
- 高齢者を対象として、介護予防サロン等で啓発を行います。

## 2 防犯対策の推進

### ア 地域における防犯体制の強化

- 犯罪に遭いにくく、犯罪を起こしにくくするために、地域でのコミュニティを密にしてみんなで見守り・助け合う地域づくりを進めるとともに、公衆用道路における安全灯や防犯カメラの設置を要する箇所については、人目につきにくい暗い場所を少なくするために、未整備箇所の整備を推進します。また、公衆用道路における防犯カメラの設置については、検討を深めて、必要に応じて整備を推進します。

### イ 防犯意識の高揚

- 小中学生の防犯意識の高揚を図るために、防犯教育を進め、携帯電話・SNS等を利用したネット犯罪に遭わないような対策を推進します。また、盗難、空き巣、オレオレ詐欺、消費詐欺、犯罪に加担させられる違法なアルバイト（いわゆる“闇バイト”）など最近全国的に多発している犯罪に巻き込まれないよう、犯罪に対する啓発活動を推進します。
- 高齢者を対象として、介護予防サロン等で啓発を行います。
- 民生委員・児童委員を対象として詐欺等犯罪に関する研修を行い、啓発について協力を得ることとします。